

団体割引  
25%適用

弁護士協同組合の「組合員の皆さまだけ」がご加入いただける

# リスク細分型「えらべるの」 所得補償保険

この保険は、病気やケガで働けなくなったとき、最長12か月間  
ご加入いただいた保険金額を毎月定額でお支払いします。  
入院だけでなく、自宅療養\*による休職期間も対象です。\*医師の指示によるもの

ライフステージによって必要な補償は人それぞれ  
3つの補償 **3大疾病プラン** **8大疾病プラン** **オールリスクプラン** を組立  
**補償も保険料もえらんだ分だけ!**  
3つのプランを組み合わせてご自身専用の補償設計が可能です。

長期化する  
病気に備えたい!

➡ **3大疾病**

+

精神的な病気

成人病も  
他人事ではない!?

➡ **8大疾病**

+

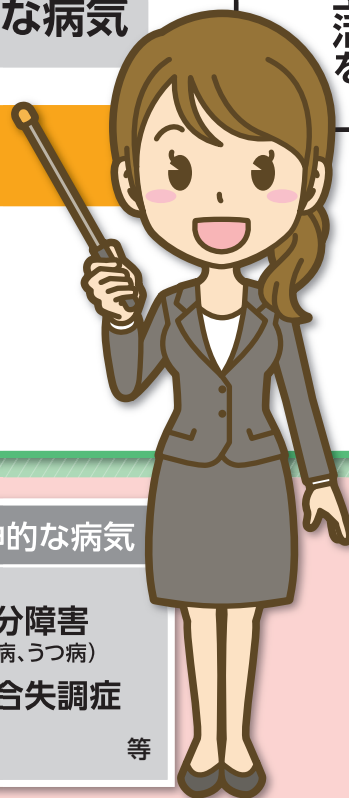
精神的な病気

病気・ケガを  
フルカバー

➡ **オールリスク**

年齢による保険料アップも  
リスク細分型で解決します。

休業時の所得を  
補償し、先生の生活を  
守る保険です。



リスク細分型	対象となる疾病
3大疾病	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患
8大疾病	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病・腎疾患・肝疾患・慢性膵炎
オールリスク	ほとんどすべての病気・ケガ

+

精神的な病気

気分障害  
(躁病、うつ病)  
統合失調症

等

※リスク細分型所得補償保険「えらべるの」は、特定疾病補償特約(8大疾病)および特定疾病補償特約(3大疾病)をセットした所得補償保険のペットネームです。

保険期間 2023年5月1日午後4時～2024年5月1日午後4時



全国弁護士協同組合連合会

# リスク細分型 所得補償保険

長期休業の原因となる疾病に特化した所得補償保険です。

医師の指示に基づく自宅療養も対象となるため安心して治療に専念できます。

食生活や睡眠時間の乱れ、慢性的な運動不足や過労などから引き起こされる。

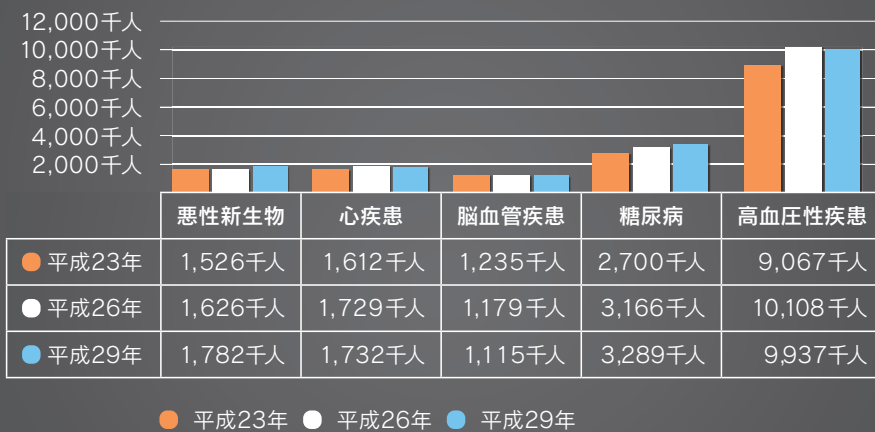
## 生活習慣病

生活習慣病は中年～高齢者の間で急増しており、WHOは2030年までに、全世界で生活習慣病による死亡数が5,500万人に増加し、そのうち、心疾患による年間死亡数は2,500万人に、また、がんによる死亡数は1,300万人に増加すると予測しています。

そこで…

生活習慣病の中で「3大疾病」「8大疾病」を重視したリスク細分型所得補償保険を全弁協の組合員の皆さまだけにご用意しました。

### 生活習慣病に関する患者数



出典：厚生労働省[平成23年・26年・29年患者調査]

## リスク細分型所得補償保険「えらべるの」

おすすめポイント!

従来の3大疾病に比べて補償を拡大

人間ドックで発見した場合でもOK

急性心筋梗塞に限らず「心疾患」・脳卒中に限らず「脳血管疾患」全般が対象となります。

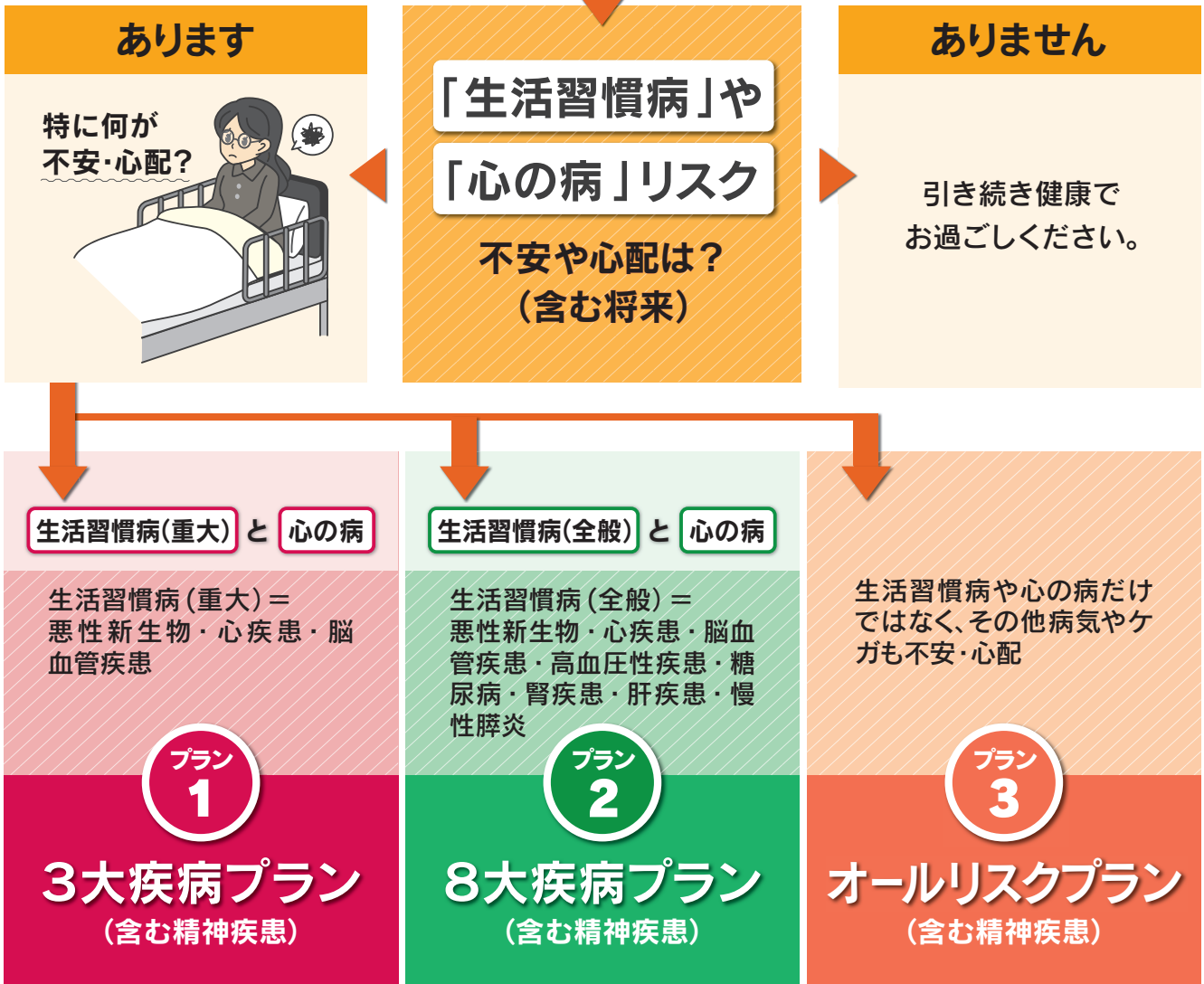
補償範囲	悪性新生物	心疾患		脳血管疾患		高血圧性疾患	糖尿病	腎疾患	肝疾患	慢性膵炎	左記以外の疾病	ケガ	精神障害
		急性心筋梗塞		脳卒中									
3大疾病	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
8大疾病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
オールリスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

この部分が拡大

※ 損保ジャパンの商品を比較

# 「生活習慣病」や「心の病」リスクに備えられる

## 3プランをご用意いたしました!!



3つのプランを組み合わせるとご自身専用の補償設計が可能です。

### こんな先生におすすめします。



A先生(40歳)

事務所独立を検討中。子供はまだ小学生、住宅ローンが20年以上残っている。医療保険で充分と思っている。



B先生(55歳)

独立事務所で仕事は順調、イソ弁も入所させた。子供は学費がかかる大学生住宅ローンが10年以上残っている。保険はたくさん加入しているけど、生活習慣病に備えているかと聞かれると自信がない。



C先生(70歳)

事務所は安泰、そろそろ後進に譲ることを考えはじめた。子供も独立、住宅ローンは完済。生活習慣病は不安・心配だが、支払い保険料が高いのでやめてしまおうかと思っている。

保険金お支払い例・プランごとの保険料は次ページ以降をご覧ください。

特長

## 保険金お支払い例(3大疾病プランに10口加入した場合)

### 例えば

- ① 保険金額 月額50万円(3大疾病プラン)
- ② 対象期間 12か月
- ③ 支払対象外期間4日間

脳出血を発症し1か月入院、その後、自宅療養にて2か月間のリハビリを経て業務復帰。

### 脳出血(3大疾病 50万円)

- 事故日 2023年6月1日 ■仕事ができなかった期間 2023年6月1日～2023年8月30日
- 支払対象外期間 2023年6月1日～6月4日

所得補償保険金(50万円×2か月)+(50万円×26日÷30日)=1,433,333円

1,433,333円

支払い保険金総額 1,433,333円

※保険金のお支払方法等重要な事項は、P.8以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 保険料

### 例えば

45歳 男性

- ① 売上(収入)金額 1,000万円
- ② 旅費交通費・接待交際費 200万円
- ③ 配当金等の不労所得なし
- ④ 国民健康保険に加入の場合

(① 1,000万円 - ② 200万円 - ③ 0円) ÷ 12 × ④ 85% ÷ 566,666.6円

プラン名	口数	保険金額
3大疾病プラン	10	50万円

1日あたり  
なんと約63円!

月払保険料 1,900円

本保険は「介護医療保険料控除」の対象です。(2022年12月現在)

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入日時点)の満年齢となります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更となります。
- この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 保険料は、年齢による加重平均を行って算出していますので次年度以降は、変更になることがあります。
- 保険料の他に、制度運営費が口座引去1回に105円かかります。

# 保険料表

保険金額(月額)  
1口5万円×加入口数

補償も保険料もえらんだ分だけ

3つのプランを組み合わせでご自身専用の補償設計が可能です。

- ① 対象期間：12か月
- ② 支払対象外期間：4日間
- ③ 保険金額(月額)：5万円(1口)あたり  
年齢毎の加入限度額は5ページをご確認ください。
- ④ 精神障害拡張補償特約
- ⑤ 団体割引25%
- ⑥ 保険期間1年
- ⑦ 職種級別1級

## 基本プラン

### 一時払

プラン名	加入型	加入日の年齢		
		15~29歳	30~49歳	50~79歳
1 3大疾病プラン	Y3S	1,265円	2,085円	7,995円
2 8大疾病プラン	Y8S	1,480円	2,400円	9,185円
3 オールリスクプラン	YUA	4,230円	6,910円	15,845円

× 加入口数

### 月払

プラン名	加入型	加入日の年齢		
		15~29歳	30~49歳	50~79歳
1 3大疾病プラン	M3S	115円	190円	735円
2 8大疾病プラン	M8S	135円	220円	840円
3 オールリスクプラン	MUA	390円	635円	1,455円

× 加入口数

※精神障害拡張補償特約なしのプランもありますので取扱代理店までお問い合わせください。

## 年齢毎の加入限度額

被保険者の年齢	月額補償加入限度額
～69歳	600万円
満70歳～満74歳	新規 100万円 継続 200万円
満75歳～満79歳	新規 50万円 継続 100万円
満80歳～満89歳	50万円

## 保険金額の決め方

ご契約いただく保険金額については、ご加入(ご継続)直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ適切な保険金額をお決めください。本保険で対象となる所得とは、加入依頼書記載の職業、または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得、または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものです。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

$$\begin{array}{l}
 \left[ \begin{array}{l} \text{総収入金額} \\ \text{(前年売上金額)} \\ \text{①} \\ \text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{就業不能によって支出を} \\ \text{免れる金額} \\ \text{②} \\ \text{万円} \\ \text{(注) 課税所得では} \\ \text{ありません} \\ \text{旅費交通費・接待交際費等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{就業不能の発生に} \\ \text{かかわらず得られる収入} \\ \text{③} \\ \text{万円} \\ \text{不動産収入・配当金・} \\ \text{公的年金等} \end{array} \right] \div 12 \text{か月} \times \begin{array}{l} \text{所得の平均月間額に対する} \\ \text{保険金額割合(P11参照)} \\ \text{④} \\ \text{\%} \\ \text{国民健康保険に} \\ \text{ご加入の場合は85\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険金額の} \\ \text{加入限度額} \\ \text{〇} \\ \text{万円} \\ \text{この範囲内で} \\ \text{お決めください} \end{array}
 \end{array}$$

## 税務処理について

契約者	被保険者	保険金受取人	税務処理	備考
1	事業主本人		介護医療保険控除	
2	使用人の全員		必要経費	福利厚生費
3	特定の使用人		必要経費	給与
4	使用人	個人事業主	必要経費	支払保険料
5	役員・従業員の全員		損金	福利厚生費
6	従業員の全員		損金	福利厚生費
7	役員・特定の従業員		損金(原則)	給与
8	役員・特定の従業員	法人	損金	支払保険料

詳細は税理士にご相談ください。

## 「8大疾病」「3大疾病」の対象となる特定疾病一覧表

補償範囲	疾病名	分類項目	基本分類コード	補償範囲	疾病名	分類項目	基本分類コード	
3大疾病	8大疾病	1悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	8大疾病	2心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
			消化器の悪性新生物	C15～C26			虚血性心疾患	I20～I25
			呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39			肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
			骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41			その他の型の心疾患	I30～I52
			皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44			3脳血管疾患	一過性脳虚血発作および関連症候群
			中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49		脳血管疾患における脳の血管(性)症候群		G46
			乳房の悪性新生物	C50		脳血管疾患	I60～I69	
			女性生殖器官の悪性新生物	C51～C58		4高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
			男性生殖器官の悪性新生物	C60～C63			大動脈瘤および解離	I71
			腎尿路の悪性新生物	C64～C68		5糖尿病	糖尿病	E10～E14
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	6腎疾患	糸球体疾患	N00～N08			
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75		腎尿細管間質性疾患	N10～N16			
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80		腎不全	N17～N19			
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96		腎結石および尿管結石	N20			
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97		下部尿路結石	N21			
	上皮内新生物	D00～D09	7肝疾患	他に分類される疾患における尿路結石	N22			
	真正赤血球増加症<多血症>	D45		ウイルス肝炎	B15～B19			
	骨髄異形成症候群	D46	8慢性肺炎	肝疾患	K70～K77			
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の慢性骨髄増殖性疾患	D47.1		その他の肺炎(K86)中のアルコール性慢性肺炎	K86.0			
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3		その他の慢性肺炎	K86.1			

対象となる特定疾病は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版準拠)」に記載された分類項目中、上記の基本分類コード番号に規定される内容によるものをいいます。

注1 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施工された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。

注2 上表において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内がんと明示されているものをいい、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、国際疾病分類一腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、国際疾病分類一腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内がんとなされた新生物があるときには、その新生物を含めます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード

/2 … 上皮内がん 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 /3 … 悪性、原発部位 /6 … 悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

<告知の大切さについてのご説明>

○告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

### セットできる主な特約およびその概要

<所得補償保険にセットできる特約>(更改契約のみ)

①入院初期費用補償特約 ・被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として入院したとき、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合に50,000円をお支払いします。

### その他ご注意いただくこと

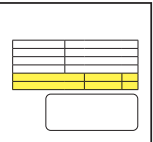
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年12月現在)
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## SOMPO 健康・生活サポートサービス

受付日時：24時間・365日

SOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号はこちらに掲載されています。

<加入者証イメージ>



### サービスメニュー

- 健康・医療相談
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約
- メンタルヘルス相談
- 医療機関情報提供
- 介護関連相談
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)
- 専門医相談(予約制)
- 法律・税務・年金相談(予約制・30分間)

### 〈たとえばこんなとき〉

旅先で急病にかかった場合に最寄の病院を紹介してくれないかな?

### 〈こんなサービスがうけられます〉

医療機関情報提供サービス 旅先での最寄の医療機関情報をご提供します。

健康や医療に関する悩みって、職場や友達には相談しにくいんだよね…

健康・医療相談サービス 経験豊富な看護師が電話で親切に対応します。

法律・税金の相談が気軽にできれば便利なんだけどな…

法律・税務・年金相談サービス 提携の弁護士、税理士などがアドバイスします。

・SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの所得補償保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : **全国弁護士協同組合連合会**
- 保険期間 : 2023年5月1日午後4時から2024年5月1日午後4時まで1年間となります。
- 締切日 : 2023年3月24日
- 中途加入 : 中途でのご加入は、毎月10日までお申込みいただいた場合、翌月1日(午後4時)が保険の加入日となります。本年度中途でご加入された方も、2024年5月1日で保険期間が終了します。翌年度以降は1年間ごとの保険契約となります。

### ■引受条件(保険金額等)

**保険料、保険料払込方法等** : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入者(申込人) : 弁護士協同組合の組合員

●被保険者 : (1) 弁護士協同組合の組合員

(2) (1)の従業員<sup>(※1)</sup>

(3) (1)、(2)のご家族<sup>(※2)</sup>(満15歳以上満69歳以下の有職の方)

※1: 弁護士法人に雇用されている従業員やその家族を被保険者とする場合は、弁護士法人の協同組合加入が必要です。

※2: この保険でいう家族とは、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族をいいます。

<b>加入年齢</b> :	新規加入	〈弁護士先生〉 満79歳まで	〈弁護士以外の方〉 満69歳まで
	継続加入	満89歳まで	満79歳まで

●お支払方法 : 口座振替(一時払・月払)

◆月払: 第1回目保険料は、補償開始月の**22日**(22日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に、以降毎月22日に口座引落しになります。

◆一時払 : **5月22日**に口座引落しになります。

本制度は、株式会社日本共同システムに保険料収納業務を委託しています。通帳には、金融機関により、「NKSホケン」、「NKSフリカエ」または、「ニホンキョウドウシステム」と印字されます。保険料以外に、制度運営費が105円かかります。

●お手続き方法 : 2023年3月24日までに、「加入依頼書、預金口座振替依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店にご提出ください。

●中途加入 : 毎月10日までに「加入依頼書+健康状態に関する告知書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご提出ください。

○次の場合は初回保険料の引き落としができません。下記の口座へお振込みください。

(振込手数料は加入者負担となります。)

・所得補償保険の「一時払」で、補償開始月が5月以外の場合

**みずほ銀行 新橋支店 普通 NO.2676944 口座名義: 全国弁護士協同組合連合会 所得口**

●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。



## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p> <p>(注意1) 特定疾病補償特約(8大疾病)がセットされている場合は、特定疾病(がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、腎疾患、肝疾患および慢性膵炎)を被り、その直後の結果として就業不能になった場合</p> <p>(注意2) 特定疾病補償特約(3大疾病)がセットされている場合は、特定疾病(がん、心疾患および脳血管疾患)を被り、その直後の結果として就業不能になった場合</p>	<p>●次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(\ast 1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(\ast 2)} \text{の月数}^{(\ast 3)}</math> </div> <div style="background-color: #d6d8db; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(\ast 2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}</math> </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能<sup>(※3)</sup></p> <p>⑩妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※3) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p>

所得補償保険(基本補償)(\*)

補償の内容

## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合) 続き

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
入院初期費用補償特約(*)	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として入院し、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合	<p>被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。</p> <p>(※)この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>●次に該当する入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた入院 ⑩妊娠または出産を原因とした入院 (注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p>

(\*) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 用語のご説明

#### 所得補償保険

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。

用語	用語の定義
傷害(ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</p> <p>・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</p> <p>・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</p> <p>(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
身体障害	<p>傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。</p> <p>(※) 骨髄採取手術を含みます。</p>
身体障害を被った時	<p>次の①または②のいずれかの時をいいます。</p> <p>① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。</p> <p>② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。</p> <p>(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。</p>
支払対象外期間	<p>就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。</p>
就業不能	<p>身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。</p> <p>(※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。</p>
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	<p>対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。</p>
所得	<p>加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。</p>
対象期間	<p>支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。</p>
入院	<p>医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。</p>
平均月間所得額	<p>支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。</p> <p>ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。</p>
がん	<p>悪性新生物をいいます。</p>
診断確定	<p>医師または歯科医師(注1)が、病理組織学的所見(生検)(注2)によってがんを診断することをいいます。</p> <p>(注1) 医師または歯科医師 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。</p> <p>(注2) 病理組織学的所見(生検) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断も認めることがあります。</p>
特定疾病(8大疾病)	<p>悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、腎疾患、肝疾患および慢性膵炎をいいます。</p>
特定疾病(3大疾病)	<p>悪性新生物、心疾患、脳血管疾患をいいます。</p>
乳房のがん	<p>乳房の悪性新生物をいいます。</p>

## その他ご注意いただくこと

### <保険金額の設定について>

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁ホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

### 【所得補償保険】

保険金額の目安	
被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 健康保険に優先して勤務先企業から 休業補償が行われる場合は40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・健康状態に関する告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●健康状態に関する告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合があります。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★ 被保険者の職業または職務

★ 被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。

傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★ 他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●特定疾病補償特約(8大疾病)または特定疾病補償特約(3大疾病)がセットされたご契約において、ご加入初年度契約の保険期間の開始日(※)の前日までにがんが診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、この保険契約は無効(この保険契約の効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、初年度契約の保険期間の開始日(※)からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんが診断確定されなかった場合は、この規定を適用しません。

(注)この特約がセットされていない契約の継続時にこの特約をセットする場合、被保険者が初年度契約の保険期間の開始日(※)の前日までにがんが診断されていた場合は、その事実を知っているまたは知らないにかかわらず、特定疾病補償特約を付帯したこの保険契約が無効となりますので、ご注意ください。

(※)初年度契約の保険期間の開始日

乳房のがんの場合は、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①もしくは②のいずれかの取扱いとなります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明) 続き

- ① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ② 今回のご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。  
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。  
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

### 3. ご加入後における留意事項 (通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
  - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
  - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
  - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
  - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
  - ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
  - ④ 他の保険契約等がある場合

など

#### <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。  
お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

#### <重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年5月1日午後4時に始まります。

\*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に正当な理由がなくご通知がない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書	など

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）続き

	必要となる書類	必要書類の例
③	身体障害の内容、就業不能の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（注1）就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

●保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な内容とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、月払のときは、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。月払以外のときは、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 【 ご加入内容確認事項 】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

#### 職種級別表（抜粋）

職種名	基本級別
弁護士、裁判官、判事、検事、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士、一般事務員 など	1

※上記以外の職種の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか？

### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 電話番号はお間違えのないように

### 事故が起こった場合・・・

ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

### 損保ジャパン 事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間 ■ 24時間 / 365日

### 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

# リスク細分型 所得補償保険「えらべるの」は3つの補償 オールリスク・8大疾病・3大疾病を組立てたプランで構成されています。

保険名	リスク細分型 所得補償保険「えらべるの」									
ご加入いただく方 (加入者)	弁護士協同組合の組合員									
保険の対象になる方 (被保険者)	1. 弁護士協同組合の組合員とその従業員 <sup>(※)</sup> (※) 弁護士法人に雇用されている従業員を被保険者とする場合は弁護士法人の組合加入が必要です。 2. 組合員と従業員の家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)									
保険金額(月額)	5万円～600万円/月									
保険金額の限度額	所得補償保険+他の保険契約等 <sup>(※)</sup> ≤ 600万円/月 (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険 等、この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。									
ご加入いただける年齢	<table><thead><tr><th></th><th>弁護士</th><th>弁護士以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>新規</td><td>満79歳まで</td><td>満69歳まで</td></tr><tr><td>継続</td><td>満89歳まで</td><td>満79歳まで</td></tr></tbody></table>		弁護士	弁護士以外	新規	満79歳まで	満69歳まで	継続	満89歳まで	満79歳まで
	弁護士	弁護士以外								
新規	満79歳まで	満69歳まで								
継続	満89歳まで	満79歳まで								
保険料のお支払方法 (口座振替)	■月払(毎月22日金融機関休業日の場合は、翌営業日) ■一時払(5月22日) 一時払契約で補償開始日が5月以外の場合は、初回保険料の口座引き去りができません。 加入時のみ、保険料を下記口座へお振込みください。 ■保険料の他に、制度運営費が口座引去1回に105円かかります。 みずほ銀行 新橋支店 普通 No.2676944 口座名義：全国弁護士協同組合連合会 所得口									
保険期間	2023年5月1日午後4時から 2024年5月1日午後4時まで									
申込締切日	2023年3月24日(中途でのご加入も随時受け付けております) 2023年3月24日以降、保険期間中途でのご加入は、毎月10日締切・翌月1日補償開始となります。 保険期間途中で加入された方も、2024年5月1日午後4時で保険期間が終了します。 翌年以降は、1年ごとの保険契約となります。 また、更新時特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等、前年同等条件にて自動継続とさせていただきます。(この場合、年齢区分の変更等により保険料は変更となることがあります。)									

## 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

総括代理店	取扱代理店
<b>株式会社 カイトー</b> (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6西新宿K-1ビル TEL 03(3369)3100 / FAX 03(3369)3120 E-mail: lawyer_insh@kaito.co.jp	
引受保険会社 (総括担当)	(担当営業店)
<b>損害保険ジャパン株式会社</b> (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで) 団体・公務開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03(3349)5402 FAX 03(6388)0161	(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

(全弁協商品名称:リスク細分型所得補償保険)  
(SJ22-13823、2023年1月13日作成)  
(23010186) [504292] -0500